

ストレスチェック制度の導入等メンタルヘルス対策の具体的推進

1 衛生委員会で調査審議

- ①実態の把握(うつ病等による休業者の有無と人員休業日数の把握。)
- ②心の健康づくり計画(ストレスチェック制度実施を含む。)の策定
- ③事業者のメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、教育研修の実施等

2 内部規定を作り、社内に周知

ストレスチェックの内容を決め、内部規定や議事録に残す。

主なポイントは、

- ①目的がメンタルヘルス不調の未然防止(一次予防)であり、不調者の早期発見(二次予防)が一義的な目的ではないことを明示、宣言。
- ②実施体制
実施者、事務担当者の明示
- ③実施方法
調査票、評価方法
- ④従業員受検情報の取扱い
- ⑤分析結果の利用
- ⑥個人の結果の保存方法
- ⑦個人の結果の事業者への提供の同意を取得する方法
- ⑧個人の結果にかかる情報の開示、訂正、追加又は削除の方法と取扱いに関する苦情の処理方法
- ⑨従業員はストレスチェックを受けなくともかまわないこと

3 教育研修の実施

- メンタルヘルスクエア指針に示す教育研修、特に管理監督者への教育研修

4 職場環境の把握と改善

- メンタルヘルスクエア指針に示す職場環境の把握、評価、改善の実施

5 メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施

- ①相談体制の整備
- ②長時間労働者に対する面接指導の実施の徹底
- ③健康診断実施時におけるメンタルヘルス不調の把握
- ④心身両面にわたる健康保持増進対策の活用

6 職場復帰支援

- ①職場復帰プログラムの策定
- ②メンタルヘルス対策支援センターの活用